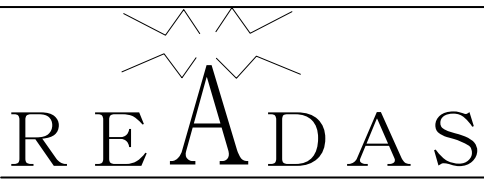


第 5387 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月15日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 事業年度が短くなった場合

Q：決算期を変更して事業年度が短くなった場合に、何か注意することはありますか？

A：次のような点に注意が必要です。

【解説】

決算期を変更したときや会社を設立したときなどで、事業年度が12月未満となった場合は、次のような点に注意してください。

① 交際費等

交際費の定額控除限度額800万円が月割計算になります。月数は暦に従って計算し、1月未満の端数を生じたときは1月とします(以下同じ)。

② 寄附金

損金算入限度額を計算する場合に資本金等の額が月割計算になります。

③ 法人税率

15%が適用される800万円以下の金額が月割計算になります。

④ 事業税の標準税率

軽減税率が適用される年所得区分の400万円、800万円の金額がそれぞれ月割計算になります。

⑤ 住民税の均等割

均等割の金額が月割計算になります。

⑥ 減価償却費

旧定率法は耐用年数×12÷その事業年度の月数、定率法・旧定額法・定額法は償却率×その事業年度の月数÷12によります。

⑦ 試験研究費

法人税額の特別控除の計算する際に月割計算が必要になります。

